

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 金融商品の時価に関する開示の適用対象企業の検討

I. 本資料の目的

1. 開示項目の要否を検討する際には、どのような企業を当該開示項目の適用対象企業として念頭に置くかにより結論が変わり得る。本資料は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）が求める各開示項目を金融商品¹について日本基準に導入することの要否を検討する際の前提として、適用対象企業の方向性について検討することを目的としている。

第 128 回金融商品専門委員会（2018 年 6 月 1 日開催）及び第 386 回企業会計基準委員会（2018 年 6 月 7 日開催）の審議で聞かれた意見を踏まえ、資料を修正しており、ご意見をお伺いしたい。

本資料においては、IFRS 第 13 号の開示項目を①公正価値のレベル等の全般的な開示項目（レベル 3 のみを対象とするわけではない開示項目）²と②レベル 3 を対象とする開示項目³に大別し、それぞれの適用対象企業の方向性について検討する。

なお、四半期開示は、別途検討を行う予定である。

¹ 第 384 回企業会計基準委員会（2018 年 5 月 24 日開催）においては、金融商品以外にも仮想通貨を開示の対象として検討することも有り得るのではないかとの意見が聞かれているが、本資料においては、金融商品に限定して開示の検討を行っている。

² 全般的な開示項目（レベル 3 のみを対象とするわけではない開示項目）は次のとおりである（金融資産以外の項目に対する最有効使用に関する開示項目は含まない。）。

- (1) 公正価値のレベル（IFRS 第 13 号第 93 項(b)）
- (2) レベル 1 とレベル 2 の間の振替（IFRS 第 13 号第 93 項(c)）
- (3) 使用した評価技法及びインプットの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
- (4) 評価技法の変更及びその理由（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
- (5) ポートフォリオの例外規定（IFRS 第 13 号第 48 項）を適用する場合、その旨（IFRS 第 13 号第 96 項）

³ レベル 3 を対象とする開示項目は次のとおりである。

- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
- (2) 期首残高から期末残高への調整表（振替についての情報を含む。）（IFRS 第 13 号第 93 項(e)）
- (3) 純損益に認識した未実現損益（IFRS 第 13 号第 93 項(f)）
- (4) 企業の評価プロセスの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(g)）
- (5) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (i)）
- (6) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (ii)）

II. 適用対象企業の方向性の検討

公正価値のレベル等の全般的な開示項目

(これまでの審議において提示した分析及び提案)

国際的な企業間の財務諸表の比較可能性の向上

2. 我が国の IFRS 任意適用企業（大半が非金融業）及び海外の IFRS 適用企業（金融業及び非金融業）の年次財務諸表を対象に ASBJ 事務局が行った調査では、公正価値のレベル等の全般的な開示項目（レベル 3 のみを対象とするわけではない開示項目）の中で重要と考えられる「公正価値のレベル」を、業種（事業目的上の金融商品の重要性）にかかわらず、ほとんどの企業が開示していた。
3. そのため、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性の向上の観点からは、一般的な重要性の適用を前提として、事業目的上の金融商品の重要性が乏しい企業であっても、全般的な開示項目の開示を求めることが考えられる。

日本基準の中での整合性

4. 日本基準における金融商品に関する開示は、市場リスク管理の開示や四半期財務諸表における金融商品の開示を除き、「重要性が乏しいものは注記を省略することができる。」という一般的な重要性に関する適用の定めが設けられているのみである（別紙参照）。例えば、金融商品の時価開示として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法（以下合わせて「貸借対照表計上額等」という。）について開示することは、事業目的上の金融商品の重要性に関係なく広く求められている（企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第 4 項(1)）。
5. 前項の貸借対照表計上額等の開示は、現行の日本基準における金融商品の時価に関する開示であり、IFRS 第 13 号における全般的な開示項目（「公正価値のレベル」を含む。）は、当該金融商品の時価に関する開示を補足するものであると考えられる。そのため、日本基準の中での整合性（金融商品の時価開示の定めとの整合性）の観点からは、事業目的上の金融商品の重要性が乏しい企業にも全般的な開示項目の開示を求めることが考えられる。

情報の有用性とコスト

6. 全般的な開示項目の中でも、現行の日本基準で求められておらず、かつ、重要と考えられる「公正価値のレベル」は、特に事業目的上で金融商品が重要な企業における国

際的な企業間の財務諸表の比較可能性の向上に資するものであり、金融危機時における状況変化を補足できる有用な情報を提供する可能性があると考えられる。

一方、市場が活発か否かの判断、インプットの重要性の判定、ブローカーから時価を取得する際の評価など、金融商品のレベル区分を判定するコストが相応に大きい可能性がある。特に、一般事業会社においては、金融商品の時価の算定にあたってブローカー価格を使用しているケースが多いと考えられ、そのような企業にとっては、金融商品のレベル区分を判定するコストが大きい可能性がある。

分析及び提案

7. 公正価値のレベル等の全般的な開示項目については、第2項から第5項より、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性の向上の観点及び日本基準の中での整合性の観点から、一般的な重要性の適用を前提として、事業目的上の金融商品の重要性に関係なく求めることが考えられる。
8. 一方、情報の有用性及びコストの観点からは、事業目的上で金融商品が重要な企業にレベル区分の残高情報等の開示を求めることは有用性があると考えられるものの、事業目的上で金融商品が重要でない企業については、現行の金融商品の時価開示に加えて、相応のコストを掛けてまで重要性の乏しい金融商品に関する追加的な情報を開示する必要性は乏しいものと考えられる。
9. これらを踏まえ、全般的な開示項目については、金融商品に関する情報の有用性及びコストの観点を重視し、また金融商品に関して国際的な企業間の財務諸表の比較可能性が求められると考えられる業態の観点から、金融機関を主な適用対象企業とする方向性が考えられるがどうか。

この場合、例えば、現行の一般的な重要性の定めに加え、別紙第2項(1)及び(2)の記載を参考として、適用対象企業を主に金融機関に限定するために、次のような注記の省略に関する規定を設けることが考えられるがどうか。

金融資産及び金融負債（又は保険契約から生じる負債）が総資産及び総負債の大部分を占める企業であって、これらの双方が事業目的に照らして重要な企業以外の企業は注記を省略することができる。

10. なお、前項の注記の省略に関する規定の提案は、銀行、保険会社、証券会社及びノンバンク等を全般的な開示項目の適用対象企業の出発点として想定しているが、一般事業会社の中で金融業を営む企業は、全般的な開示項目の適用対象企業に含まれないこととなる可能性があり、このような企業を適用対象企業とすることの是非についてもご意見を頂きたい。

(これまでの審議において聞かれた意見)

11. 第128回金融商品専門委員会及び第386回企業会計基準委員会において、主に以下の意見が聞かれている。
- (1) 一般事業会社の中で金融業を営む企業についても適用対象企業とする場合には、その判断方法を明確化する必要がある。
 - (2) 事業目的上で重要ではなくとも、企業が金融商品を大量に保有することやリスクの高い金融商品に投資することも想定されるため、金融商品の事業目的上での重要性を開示の適用対象企業の判断基準に用いるべきではない。
 - (3) リスクの高い金融商品に投資する一般事業会社は極めて少数と考えられ、その他の重要な開示事項が埋没するリスクや作成コストを勘案して、開示の適用対象企業を限定することは必要であり、業種はその検討の有効な入口となる。

(聞かれた意見を踏まえた追加的な分析)

12. これまでの審議において、金融機関を適用対象企業とすることについては、特段の異論がなかったと考えられる。ただし、合意が形成されていない点として、次の点が挙げられる。
- (1) 一般事業会社の中で金融業を営む企業を適用対象企業に含めるか。含める場合には、どのように適用対象企業を限定するか。
 - (2) 金融業を営まないものの金融商品を大量に保有する一般事業会社も、適用対象企業に含めるか。含める場合には、どのように適用対象企業を限定するか。
13. 第12項(1)の一般事業会社の中で金融業を営む企業を適用対象企業とするかどうかについては、例えば、金融業に係る報告セグメントを開示している企業集団又は企業⁴を対象とすることが考えられる。この点については、以下のような利点又は懸念があると考えられ、今後、具体的な要件を定めたいうえで提案する予定である。
- (1) 報告セグメントの開示を要件とする場合、追加的な開示の便益が作成コストに見合わないと考えられる企業を適用対象企業から除くことができる可能性が一定程

⁴ 企業会計基準第17号「セグメント情報の開示に関する会計基準」第3項に以下の記載がある。「本会計基準は、すべての企業の連結財務諸表又は個別財務諸表（以下「財務諸表」という。）におけるセグメント情報等の開示に適用する。なお、連結財務諸表でセグメント情報等の開示を行っている場合は、個別財務諸表での開示を要しないこととする。」

度あると考えられる。

(2) 一方、以下の懸念があると考えられる。

- ① 「金融業」について堅牢な定義が見出せない可能性もあり、会計基準において適切な範囲で定義することが困難な可能性があると考えられる。
- ② 金融業に係る報告セグメントが企業集団又は企業全体にとっての事業目的として重要性が高いとはいえない場合に、金融業を営む企業集団又は企業全体について公正価値のレベル等の全般的な開示項目を求めることは過重な負担となる可能性がある。

この場合には、金融業に係る報告セグメントに含まれる金融商品の残高のみを対象とすることも派生論点になると考えられる。

14. 第12項(2)の金融業を営まないものの金融商品を大量に保有する一般事業会社において開示がなされる場合、その保有する金融商品について、公正価値のレベル等の情報を財務諸表利用者が入手できるため、有用な情報が提供される可能性があると考えられる。

一方、それらの企業も含めすべての企業において、重要性が乏しい場合を除き、金融商品時価開示適用指針第4項で求められる金融商品の時価等に関する事項（主に定量的な情報）及び同第3項で求められる金融商品の状況に関する事項（主に定性的な情報）により、金融商品自体の保有状況及びリスクが開示されており、当該開示によると、金融商品に対する取組方針（資金運用方針等）、金融商品の内容及びそのリスク、金融商品に係るリスク管理体制（リスク管理方針等）に加え、有価証券等の保有規模やその貸借対照表価額と時価の乖離についても財務諸表利用者が理解することが可能であると考えられる。

当該開示を前提とすると、業態に関わらず一律に金融商品の保有残高が多いと考えられる一般事業会社に公正価値のレベル等の全般的な開示項目を求める場合、その追加的な開示の便益が作成コストに見合わないと考えられる企業も当該開示項目の適用対象に多く含まれる可能性があると考えられる。

上記の利点及び懸念を踏まえると、金融業を営まないものの金融商品を大量に保有する一般事業会社は、当該全般的な開示項目の適用対象企業には含めないことが考えられる。

レベル3を対象とする開示項目

(これまでの審議において提示した分析及び提案)

財務諸表利用者にとっての有用性

15. 財務諸表利用者に対するアウトリーチでは、まず、レベル3の残高を確認し、レベル3の残高の重要性が高い場合には、レベル3を対象とする開示項目を含む情報を用いて追加的な分析を行うとの意見が聞かれている。なお、同様のコメントはIASBが実施したIFRS第13号の適用後レビューにおける情報要請に対するフィードバックでも聞かれている。
16. そのため、レベル3の残高の重要性が高い企業では、一般に、財務諸表利用者がその分析のためにより詳細な情報を必要とする可能性があり、レベル3を対象とする開示項目の有用性は高い可能性がある。逆に、レベル3の重要性が乏しい企業では、財務諸表利用者にとってレベル3を対象とする開示項目の有用性は低いと考えられる。

作成コスト

17. 金融機関等の財務諸表作成者からは、レベル3を対象とする開示項目のうち定量的な開示情報（重要な観察できないインプットに関する定量的情報、期首残高から期末残高への調整表、観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響）について、作成コストが高いとの意見が聞かれている。

分析及び提案

18. 財務諸表利用者は、まずレベル3の残高を確認しその重要性に応じて追加的な分析を行うとの意見が聞かれており、レベル3の残高の重要性が乏しい企業が、全般的な開示項目に加えて、相応のコストを掛けてまでレベル3を対象とする開示項目を開示する必要性は高くないと考えられる。
19. そのため、レベル3を対象とする開示項目に対しては、貸借対照表上で時価評価されるレベル3の金融商品の保有が少なく、当該金融商品の重要性が乏しい企業には、レベル3を対象とする開示項目の注記を省略することを明示的に認めることが考えられるかどうか⁵。

この場合、現行の一般的な重要性の定めに加え、例えば、次のような注記の省略に

⁵ 同規定がなくても、別紙第1項(1)の一般的な重要性を適用することにより、レベル3の金融商品の保有が少ない企業はレベル3を対象とする開示項目を開示する必要はないとの考え方もあるものの、レベル3の残高の重要性により注記が省略できることを強調することを意図したものである。

関する規定を設けることが考えられるがどうか。

- (1) 金融資産及び金融負債（又は保険契約から生じる負債）が総資産及び総負債の大部分を占める企業であって、これらの双方が事業目的に照らして重要な企業以外の企業は注記を省略することができる（第9項と同様）。
- (2) 貸借対照表において時価評価されるレベル3の金融商品の残高が貸借対照表において時価評価される金融商品の残高に比して重要性が乏しいと認められる企業は記載することを要しない。

（これまでの審議において聞かれた意見）

20. 第128回金融商品専門委員会及び第386回企業会計基準委員会において、主に以下の意見が聞かれている。
 - (1) 貸借対照表において時価評価されるレベル3の金融商品の残高の貸借対照表において時価評価される金融商品の残高に対する割合が低いと考えられる場合に、重要性の判断が適切な結果とならない可能性がある。
 - (2) レベル3を対象とする開示項目の適用対象企業となるかどうか、レベル3以外の金融商品の残高に左右されるのは適切ではないと考えられ、要件を見直すべきである。
 - (3) 現行の日本基準では非上場株式は時価評価されていないが、仮にIFRS第9号を日本基準に導入した場合には、非上場株式が時価評価の対象となりレベル3が増加する可能性があり、注記の省略に関する規準も変わる可能性がある。

（聞かれた意見を踏まえた追加的な分析）

21. これまでの審議において、貸借対照表において時価評価されるレベル3の金融商品の残高が貸借対照表において時価評価される金融商品の残高に対する割合により重要性を判断することについて、前項(1)及び(2)の意見が聞かれている。

前項(1)及び(2)の意見を踏まえると、貸借対照表において時価評価されるレベル3の金融商品の残高についての貸借対照表において時価評価される金融商品の残高に対する割合を基礎とするのではなく、例えば、貸借対照表において時価評価されるレベル3の金融商品の残高と企業集団又は企業の純資産の額を比較する規定を設けることが考えられる。この場合、一定の閾値を具体的に設けるか否かが派生論点になると考えられる。

22. 次に、仮に IFRS 第 9 号を日本基準に導入し非上場株式を時価評価の対象とした場合には、レベル3が増加する可能性があるとの意見が聞かれているが(第20項(3)参照)、この意見は、IFRS 第 9 号の導入を前提とせずに、レベル3の開示項目の適用企業に対する重要性の定めを設けたとしても、非上場株式が時価評価の対象となりレベル3の残高が増加する場合、重要性の定めによって注記が不要となる企業が減少する可能性があり、IFRS 第 9 号の導入を想定せずに注記の省略の検討を進めてよいのかとの懸念である。

この点については、IFRS 第 9 号との整合性を図る取組みは、その検討範囲が幅広く、仮に開発に着手するとしても、相当の期間がかかることが想定され、また現段階では非上場株式の取扱いについて方向性を定められるものではないと考えられる。そのため、現行の日本基準における金融商品会計を基礎として開示の対象とする適用企業を定めることが考えられる。

ディスカッション・ポイント

事務局の聞かれた意見を踏まえた適用対象企業の方向性に関する追加的な分析について、ご質問又はご意見を頂きたい。

また、開示の適用対象企業に関する注記の省略要件について、現時点でご意見があれば頂きたい。

以 上

別紙 現行の開示における適用対象企業

1. 現行における金融商品の時価に関する開示は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び金融商品時価開示適用指針に定められており、開示項目が示されるとともに、次の記載がある（金融商品会計基準第40-2項、金融商品時価開示適用指針第3項及び第4項）。
 - (1) 重要性が乏しいものは注記を省略することができる。
 - (2) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。
2. また、金融商品の市場リスク管理の開示や四半期財務諸表における金融商品の開示⁶において、次のように、金融商品が事業目的上で重要な企業（金融業の企業が想定されている。）に対してのみ開示を求める規定も存在する。
 - (1) 総資産及び総負債の大部分を占める金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要であり、主要な市場リスクに係るリスク変数（金利や為替、株価等）の変動に対する当該金融資産及び金融負債の感応度が重要な企業（一般的に、銀行や証券会社、ノンバンク等が想定されると結論の背景に示されている。）（金融商品時価開示適用指針第3項(3)及び第18項）
 - (2) 総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団（銀行、保険会社、証券会社及びノンバンク等が想定されると結論の背景に示されている。）（企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第80項(3)及び第113項）

以 上

⁶ 企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している場合に、次の開示が求められている（企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第80項(3)）。

- (1) 金融商品に関する四半期貸借対照表の科目ごとに、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額
- (2) 満期保有目的の債券については、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額、その他有価証券については、有価証券の種類（株式及び債券等）ごとに四半期会計期間末における四半期貸借対照表計上額及び取得原価とその差額
- (3) デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（主な通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとの契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益